

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

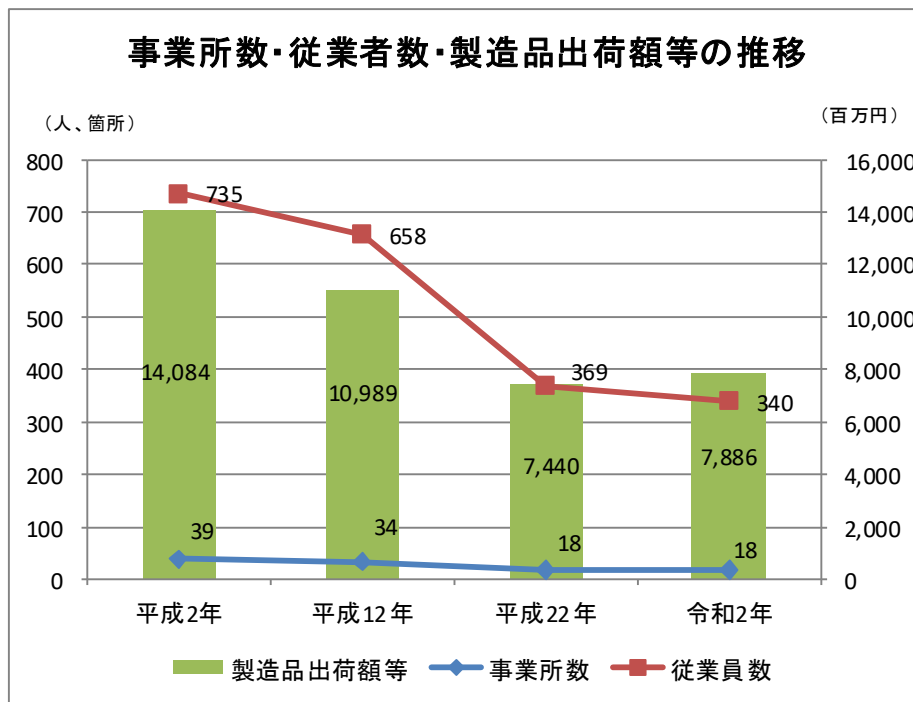
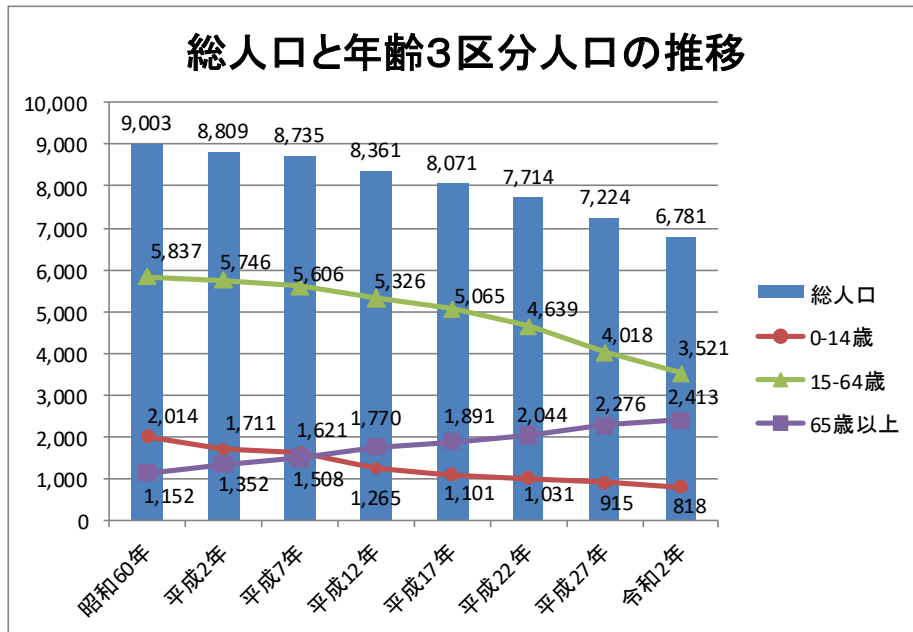
広川町は、和歌山県の中心に位置し、有田郡の最南端にあり、町中央を広川が流れ紀伊水道に注いでいる。東は有田川町及び日高郡日高川町と分水嶺を以って接し、西は紀伊水道を隔てて遠く四国と相對している。南は高峻なる白馬山脈が東西に走り、日高郡日高川町と接し北は広川を境に湯浅町と接している。

主要な産業としては、温暖な気象条件を活かして古くから温州みかんを基幹作物として産地形成され、中晩柑等の多種多様な柑橘品種の導入、また、それらを活用した6次産業化への取り組みが行われている。

商工業については、交通アクセスの向上などにより、町外の大型店へ買い物客が流れ、商店数は減少の一途をたどり、工業事業所については、鉄鋼業など多様な事業所が存在するが、大型事業所の撤退や規模縮小などにより、減少傾向にある。

人口は、終戦直後の時期を除くと昭和55年をピークに減少が続いており、年齢3区分においては、0－14歳人口、15－64歳人口は減少、65歳以上人口は増加が続くなど高齢化が進展し、町内の小中企業は人手不足、後継者不足等の課題に直面している。

このような中、中小企業・小規模事業者の投資を後押しし、地域内の資金循環を実現させることにより、地域経済の活性化を図ることが必要であり、これらの取り組みを支援していくことが喫緊の課題となっている。



(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の活性化を図ることとし、計画期間中に4件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

広川町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広川町の産業は、中心市街地、沿岸部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は広川町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

広川町における幅広い業種・事業の生産性向上を期待するため、対象業種・事業は限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月2日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税等完納していない場合は先端設備等導入計画の認定対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。